

留守家庭児童会（児童クラブ）の開設基準人数の見直しについて（案）

資料3-1

1 本市の現状について

本市では、放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりのため、58小学校区において、「留守家庭児童会」又は、「放課後地域子ども教室」を「郡山市放課後子どもプラン」として推進しているところであり、現在までに、28小学校区に「留守家庭児童会」、3小学校区に「放課後地域子ども教室」を開設しております。

(1) 開設基準

①留守家庭児童会（放課後児童健全育成事業）

原則として、小学1～3年生の留守家庭児童の入会希望が20人以上の小学校について、開設場所が確保されたところから整備する。

②放課後地域子ども教室（放課後子ども教室推進事業）

原則として、小学1～3年生の留守家庭児童の入会希望が20人未満の小学校について、開設場所と地域のボランティアが確保されたところから整備する。

(2) 開設校

留守家庭児童会開設校 公立58校中32校（直営27・委託1・保護者会3・児童センター1）
放課後地域子ども教室開設校 3校

◆留守家庭児童会

番号	児童クラブ名	定員	施設	番号	児童クラブ名	定員	施設
1	開成いすゞ子供会	60	余裕教室	17	大島小児童クラブ	60	専用施設
2	小原ふたば子供会	60	余裕教室	18	桃見台小児童クラブ	60	余裕教室
3	行健しのめ子供会	90	第1：専用施設	19	日和田小児童クラブ	60	専用施設
			第2：専用施設	20	富田東小児童クラブ	60	専用施設
4	柴宮小児童クラブ	120	第1：余裕教室	21	喜久田小児童クラブ	49	みらい幼稚園委託
			第2：専用施設	22	芳賀小児童クラブ	60	専用施設
5	桑野小児童クラブ	60	余裕教室	23	行徳小児童クラブ	60	専用施設
6	安積第一小児童クラブ	60	余裕教室	24	橘小児童クラブ	40	余裕教室
7	大槻小児童クラブ	60	余裕教室	25	安積第二小児童クラブ	30	余裕教室
8	永盛小児童クラブ	40	余裕教室	26	行健第二小児童クラブ	60	専用施設
9	赤木小児童クラブ	40	余裕教室	27	薫小児童クラブ	40	余裕教室
10	小山田小児童クラブ	60	余裕教室	28	高瀬小児童クラブ	30	余裕教室
11	桜小児童クラブ	60	余裕教室	29	わんぱくクラブ	40	保護者会運営
12	明健小児童クラブ	40	余裕教室	30	大成どんぐりクラブ	60	保護者会運営
13	金透小児童クラブ	60	余裕教室	31	緑ヶ丘児童クラブ	30	保護者会運営
14	朝日が丘小児童クラブ	90	第1：専用施設	32	星の子クラブ	30	児童センター
			第2：専用施設	◆放課後地域子ども教室			
15	守山小児童クラブ	60	余裕教室	1	湖南地域子ども教室	30	余裕教室
16	安積第三小児童クラブ	90	第1：専用施設	2	熱海小地域子ども教室	30	余裕教室
			第2：専用施設	3	根木屋小地域子ども教室	20	余裕教室

(3) 未開設校 留守家庭児童会未開設校 23校

(H25.10月調査)

番号	学校名	希望者数	番号	学校名	希望者数	番号	学校名	希望者数
1	芳山	28	10	御館	8	19	上伊豆島	3
2	片平	17	11	御代田	7	20	安子島	1
3	宮城	15	12	谷田川	6	21	三町目	1
4	河内	12	13	高倉	6	22	栃山神	1
5	東芳	11	14	白岩	4	23	田母神	0
6	多田野	11	15	高野	3		(分)石筵	1
7	穂積	10	16	鬼生田	3		(分)堀口	0
8	小泉	10	17	大田	3		(分)下枝	0
9	三和	9	18	海老根	3			

(4) 開設の考え方

①留守家庭児童会（児童クラブ）

1) 事業概要

留守家庭児童会は、児童福祉法第6条の3第2項により、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が就労等により放課後家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を確保し、その健全な育成を図る事業である。

2) 入会希望を20人以上とする理由

放課後児童健全育成事業には、国庫補助制度があり、補助基準において補助対象を児童10人以上の施設としている。

新規開設校の入会児童数は、過去の実績から入会希望調査の約4割～6割程度であり、入会希望者数が20人未満では、補助対象外となる可能性が高いため、20人以上としている。

②放課後地域子ども教室

1) 事業概要

放課後地域子ども教室は、すべての小学生を対象として、放課後等における子どもたちの安全、安心な居場所を設け、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動等の取組を推進するものであり、人数に関係なく放課後子ども教室推進事業として国庫補助の対象となる。本市においては、留守家庭児童の入会希望が少人数の小学校のうち、地域からの要望があった3校において実施している。

2 他市の児童クラブの状況について

(1) 中核市の開設基準人数

開設基準人数	全校区設置済み	未設定	5名	10名	15名	20名	合計
中核市	12市	7市	2市	18市	1市	3市	43市

(2) 県内市の開設基準人数

開設基準人数	全校区設置済み	未設定	5名	10名	15名	20名	合計
県内市	5市	3市	0市	3市	0市	2市	13市

3 今後の取り扱いについて

本市の留守家庭児童会（児童クラブ）については、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度への移行に向けた国の方針及びニーズ調査の結果を踏まえ、今後、利用希望児童が少数の未開設校への設置に向けて取り組む必要があります。

新制度移行により、入会対象者が小学6年生までに拡充されることを踏まえ、本市の児童クラブの開設基準の設定人数（現行20名）の見直しについて検討しております。また、小規模校への対応として、拠点校方式の導入、子ども教室の開設についても併せて検討しております。

については、開設基準の設定人数について、委員の皆様からのご意見を踏まえ、今後、事務局の案をご提示したいと考えております。